

第66期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月25日（水曜日）午前10時

場 所

東京都町田市原町田三丁目2番9号
レンブラントホテル東京町田 地下1階 珊瑚の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株主の皆様へのお知らせ
株主様との株主懇親会および株主総会にご出席の株主様へのお土産
は取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **アバールデータ**
証券コード 6918

証券コード6918
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都町田市旭町一丁目25番10号

株式会社アバールデータ

代表取締役社長 菊 地 豊

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第66期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.avaldata.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主・株式情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都町田市原町田三丁目2番9号
レンブラントホテル東京町田 地下1階 珊瑚の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項 第66期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

-
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【議決権の行使についてのご案内】

1. 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

議案に対する賛否の表示がない時は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

2. インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までに行使してください。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

（1）パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取扱いについて

（1）議決権の行使期限は、2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
 - (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)
 - (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
【電話】 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと考え、安定的な配当にも配慮しつつ、各期の業績に応じた利益の配分を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、将来の企業価値向上に向けた事業投資に伴う中長期的な資金需要や財務状況の見通しなどを総合的に勘案し、以下のとおり1株につき31円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金31円 総額191,018,993円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定しております。また監査等委員会における検討の結果、異議はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
1	きく ち ゆたか 菊 地 豊 (1960年7月30日生)	1983年 3 月 当社入社 1999年 3 月 当社技術部第一グループマネジャー 2003年 4 月 当社製造技術部ゼネラルマネジャー 2005年 4 月 当社製造部ゼネラルマネジャー 2007年 6 月 当社取締役製造部ゼネラルマネジャー 2013年 6 月 当社常務取締役製造部ゼネラルマネ ジャー 2014年 7 月 当社常務取締役生産管理部ゼネラルマ ネジャー 2015年 7 月 当社常務取締役生産統括担当 2016年 4 月 当社常務取締役生産統括担当兼管理本 部長、財務担当 2017年 7 月 当社常務取締役生産統括担当兼管理本 部長、財務担当、生産管理部ゼネラル マネジャー 2019年 6 月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	47,200株
【取締役候補者とした理由】 代表取締役社長に就任以降、当社の経営方針および事業戦略の策定とその実現に向けて強いリ ーダーシップを発揮し、当社の成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な 成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社における重要事項の決定および業務執行の監 督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
2	いわもと なお き 岩 本 直 樹 (1974年5月3日生)	1996年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社第一開発部2グループマネジャー 2013年 7 月 当社第一開発部ゼネラルマネジャー 2017年 4 月 当社第一開発部ゼネラルマネジャー兼 第二開発部ゼネラルマネジャー 2017年 6 月 当社取締役第一開発部ゼネラルマネ ジャー兼第二開発部ゼネラルマネジャー 2018年 7 月 当社取締役第二開発部ゼネラルマネ ジャー 2024年 4 月 当社取締役第二開発部部長 2024年 6 月 当社常務取締役技術統括担当、第二開 発部部長 2025年 4 月 当社常務取締役 (現在に至る)	9,421株
【取締役候補者とした理由】 常務取締役として、取締役会、経営会議において、全社的視点での発言を的確に行い、リーダ ーシップを発揮しております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け て、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると 判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
3	むら た ひで たか 村 田 英 孝 (1972年9月4日生)	1995年 4 月 当社入社 2016年 4 月 当社第一開発部1グループマネジャー 2018年 7 月 当社第一開発部ゼネラルマネジャー 2024年 4 月 当社第一開発部部长 2024年 6 月 当社取締役第一開発部部长 (現在に至る)	2,860株
		【取締役候補者とした理由】 取締役として取締役会、経営会議において自社のコア技術にかかる豊富な経験・知見を基にした発言により、重要な意思決定にリーダーシップを発揮しております。当社の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
4	※ か とう ひろ たつ 加 藤 弘 達 (1972年4月21日生)	1997年 4 月 当社入社 2014年 4 月 当社製造部生産技術グループマネジャー 2014年 7 月 当社製造部ゼネラルマネジャー 2019年 7 月 当社製造部ゼネラルマネジャー兼生産管理 部ゼネラルマネジャー 2020年 4 月 当社生産管理部ゼネラルマネジャー 2024年 4 月 当社生産管理部部長 (現在に至る)	1,000株
		【取締役候補者とした理由】 当社において、生産管理、生産技術、製造の責任者を歴任しており、生産全体にかかる発言によりリーダーシップを発揮し、当社の持続的な成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けて、当社における生産戦略の立案実行を行うとともに重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
5	※ み かわ ひろし 三 川 宏 (1972年6月29日生)	1993年 4 月 当社入社 2009年 7 月 当社品質保証部品質管理グループマネ ジャー 2013年 7 月 当社品質保証部ゼネラルマネジャー 2020年 4 月 当社製造部ゼネラルマネジャー 2024年 4 月 当社製造部部長 (現在に至る)	2,600株
	【取締役候補者とした理由】 当社において、品質保証、製造部門の責任者を歴任し、当社の成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けて、設備、人材両面での戦略立案と実行を行うとともに、重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者となりました。		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
1	※ くま ざわ よう いち 熊 澤 陽 一 (1965年2月22日生)	1990年 2 月 当社入社 2007年 4 月 当社営業部1グループマネジャー 2015年 7 月 当社生産管理部ゼネラルマネジャー 2017年 7 月 当社管理本部経営戦略室室長 2020年 6 月 当社取締役管理本部経営戦略室室長 2022年 7 月 当社取締役管理本部経営戦略室室長兼総務部ゼネラルマネジャー 2023年 4 月 当社取締役経営企画部ゼネラルマネジャー兼総務部ゼネラルマネジャー 2024年 4 月 当社取締役管理本部部長 (現在に至る)	7,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社における豊富な実務経験に加え、取締役管理本部部長として、当社における経営の重要事項の決定および業務執行を行ってきた経験・知見から、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、新任の監査等委員である取締役候補者とした。			
2	かみ こ たく のり 金 子 健 紀 (1964年11月9日生)	1992年 6 月 公認会計士荒井会計事務所勤務 1998年 6 月 当社監査役 1999年 5 月 金子公認会計士事務所開設 所長 2017年 6 月 当社取締役 監査等委員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 金子公認会計士事務所 所長	10,100株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 公認会計士としての財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
3	いしづか 陽子 (1967年3月9日生)	1989年4月 モルガン銀行東京支店入社 1991年7月 J Pモルガン証券株式会社東京支店 2000年9月 シグニファイジャパン株式会社入社 2010年12月 弁護士登録 2016年4月 石塚・小平法律事務所設立 2021年6月 当社取締役 監査等委員 2022年6月 株式会社博展社外取締役 2023年6月 株式会社博展社外取締役(監査等委員) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 石塚・小平法律事務所 共同代表 株式会社博展 社外取締役(監査等委員)	500株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 石塚・小平法律事務所の共同代表として、弁護士としての豊富な知識と経験を有しているほか、外資系企業における国際経験も豊富なことから、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			
4	※ おか だ と し お 岡 田 登 志 夫 (1958年10月26日生)	1982年4月 株式会社キーンエス入社 2001年10月 株式会社イプロス 代表取締役社長 2019年6月 DAIKO XTECH株式会社 社外取締役 2020年1月 株式会社MITOS 代表取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) DAIKO XTECH株式会社 社外取締役 株式会社MITOS 代表取締役	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 経営者としての豊富な経験や高い見識と、経験を有しており、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、新任の監査等委員である取締役候補者となりました。			

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 金子 健紀、石塚 陽子、岡田 登志夫の各氏は、社外取締役候補者であります。

4. 当社は、金子 健紀、石塚 陽子の両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、岡田 登志夫氏につきましても、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、金子 健紀、石塚 陽子の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案の承認可決を条件として、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は熊澤 陽一、岡田 登志夫の両氏との間で本議案の承認可決を条件として、当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査等委員である取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの監査等委員である取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)

本定時株主総会終了後の取締役会スキル・マトリックス

氏名	地位・担当等 (予定)	候補者が有する主たる経験分野・専門性						
		経営	開発	生産	営業	会計	法務	国際性
きくち ゆたか 菊地 豊	代表取締役社長	○		○		○		
いわた なおき 岩本 直樹	常務取締役	○	○		○			
むらた ひでたか 村田 英孝	取締役 第一開発部部长		○		○			
かとう ひろたつ 加藤 弘達	取締役 生産管理部部長 兼製造部部长			○				
みかわ ひろし 三川 宏	取締役 管理本部部长			○				
くまざわ よういち 熊澤 陽一	取締役 常勤監査等委員			○	○			
かね こ たけのり 金子 健紀	取締役監査等委員 (社外・独立)					○		
いしづか ようこ 石塚 陽子	取締役監査等委員 (社外・独立)						○	○
おかだ としお 岡田 登志夫	取締役監査等委員 (社外・独立)	○			○			

※上記一覧表は、各候補者の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

以 上

事 業 報 告

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資が持ち直し、景気は一部に足踏みがみられるものの緩やかに回復しております。一方で世界経済では、米国の政権交代に伴う経済・外交政策の影響や、中国経済の停滞の継続に伴う影響、地政学的リスクの高まりなどが、海外景気の下押しリスクとなり、先行きが不透明な状況となっております。

当社に関連深い半導体製造装置市場は、AIサーバ向けGPU関連への設備投資が堅調に推移しておりますが、需要の停滞により踊り場を迎える分野も見られ、全体的な回復には、なお一定程度の時間を要するとみられます。

このような経営環境のもと、当社では、引続き中長期での需要の増加に備えた必要な先行投資を行いつつ、お客様の装置の付加価値向上に資する製品の提供に努めてまいりましたが、FA分野における回復の遅れと一部顧客の在庫調整による需要減少の継続により、売上高が減少し、想定を下回りました。また、成長投資積極化の中での当該トップライン低下の影響により、営業利益、経常利益及び当期純利益についても減少し、前年同期比で減少いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は10,980百万円（前事業年度比12.7%減）、営業利益は1,420百万円（前事業年度比32.2%減）、経常利益は1,535百万円（前事業年度比32.5%減）、当期純利益は1,137百万円（前事業年度比78.4%減）となりました。

なお、当期純利益は前事業年度比で78.4%減少しております。

これは、売上高、営業利益、経常利益の減少要因に加え、前事業年度は、政策保有株式の見直しによる資本効率の向上を図るため、投資有価証券の一部を売却したことにより多額の売却益を計上していることが要因となります。

当社は、事業内容を2つの報告セグメントに分けております。当事業年度におけるセグメント別の状況は次のとおりであります。

① 受託製品

当該セグメントは、半導体製造装置関連、産業用制御機器および計測機器の開発・製造・販売を行っております。部材入手難の解消が進み、受注残の製品が完成、納品されましたが、一部顧客で在庫調整が長期化しており、全般的な

産業用装置における設備投資は回復に至らず、前年同期比で減少いたしました。

この結果、売上高は7,161百万円（前事業年度比11.7%減）、セグメント利益（営業利益）は1,131百万円（前事業年度比21.6%減）となりました。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

イ) 半導体製造装置関連

当該品目は、半導体製造装置の制御部を提供しております。部材の供給難の解消が進み、受注残の製品の完成、納入が進みましたが、一部で生じた在庫調整が続いており、全体として前年同期比で減少いたしました。

この結果、売上高は5,763百万円（前事業年度比13.1%減）となりました。

ロ) 産業用制御機器

当該品目は、各種の産業用装置、社会インフラ関連の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。検査装置やFA関連の一部取引先の受注残の製品完成、納品が進み、全体としてほぼ前年同期並みで着地いたしました。

この結果、売上高は1,015百万円（前事業年度比1.0%減）となりました。

ハ) 計測機器

当該品目は、各種計測機器のコントローラ、通信機器の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。一部顧客の需給調整があり、前年同期比で減少いたしました。

この結果、売上高は381百万円（前事業年度比15.3%減）となりました。

② 自社製品

当該セグメントは、組込みモジュール、画像処理モジュールおよび計測通信機器の開発・製造・販売と、自社製品関連商品の販売を行っております。受注残の製品が完成、納入されましたが、一部顧客で在庫調整が発生し、前年同期比で減少いたしました。

この結果、売上高は3,819百万円（前事業年度比14.6%減）、セグメント利益（営業利益）は971百万円（前事業年度比30.0%減）となりました。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

イ) 組込みモジュール

当該品目は、半導体製造装置、医療機器関連、FA全般、電力・通信関連向けに提供しております。FA関連の停滞が続いておりますが、一部顧客で新規案件や受注残の消化が進み、全体として前年同期比でやや減少となりました。

この結果、売上高は617百万円（前事業年度比4.1%減）となりました。

ロ) 画像処理モジュール

当該品目は、FA全般、各種検査装置、液晶関連機器に提供しております。受注残の一部解消に伴う出荷が一服したことから、一部顧客の需要増もありましたが、全体として前年同期比で減少いたしました。

この結果、売上高は1,624百万円（前事業年度比13.2%減）となりました。

ハ) 計測通信機器

当該品目は、超高速シリアル通信モジュール「GiGA CHANNEL」シリーズを提供しております。「GiGA CHANNEL」シリーズ関連の検査装置向けの受注は、一部顧客で在庫調整が生じ、全体として前年同期比で減少いたしました。

この結果、売上高は1,463百万円（前事業年度比19.6%減）となりました。

二) 自社製品関連商品

当該品目は、自社製品の販売促進とシステム販売による高付加価値化を図るため、ソフトウェアおよび付属の周辺機器を提供しております。自社製品関連商品は、前年同期比で減少いたしました。

この結果、売上高は112百万円（前事業年度比16.0%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、長期的に成長が期待できる分野への展開並びに製品の信頼性向上を目的とした設備等を中心に設備投資を継続的に実施しております。また、当事業年度は、研究開発に特化した新拠点として前事業年度から着手しておりました山梨R&Dセンターの建設が完成しております。

この結果、総額 588百万円の設備投資を実施いたしました。

その内訳は、建物関係 431百万円、機械及び装置 37百万円、工具・器具及び備品 89百万円、ソフトウェア 29百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

成長事業の確立はもとより、スリムな企業体質および生産性拡大を行い、経営資源を有効活用し収益拡大を行い、更なる株主還元の実現を検討してまいります。当社が対処すべき課題としましては、以下を考えております。

① 市場（顧客）の多角化

当社の主要市場（顧客）は、半導体製造装置、産業用装置、インフラ関連、医療機器関連、FA全般および検査装置等に及んでおりますが、既存市場（顧客）の拡大に注力するとともに、特に医療、薬剤、食品および社会インフラ関連における新規市場（顧客）の開拓を推進し、半導体製造装置業界を始めとする急激な需要変動を回避し、更なる成長路線の確立に努めてまいります。

② 製品開発の差別化と新たな分野の製品開発

自社製品は、「組込みモジュール」、「画像処理モジュール」、「計測通信機器」に分類しておりますが、既存の要素技術の進化とともに、非可視光カメラのシリーズ化、CoaXPress製品のシリーズ化、更なる高性能・高速性の追求により、主力製品の拡張を目指してまいります。また、新分野の開拓とともに、さまざまな検査要求への対応、IoT・ビッグデータへの提案を行うことで、お客様の競争力の向上に資する新たな価値を提供してまいります。

③ 顧客ニーズを満足する生産体制の更なる充実、新ビジネスモデル生産体制の構築

当社の主要顧客の一つである半導体製造装置関係の顧客は、業界特有の急激な需要変動を繰り返しており、加えて多品種変量生産でもあります。そのような状況下で、安定供給、コストダウン、生産リードタイム短縮、品質向上および環境負荷削減のご要求に応えることが求められております。そのため、研究開発拠点の本格稼働により潜在的顧客ニーズに備えるとともに、多角化した調達リスクに対応するために戦略購買による部材確保、製品構成の変化に伴う製造技術力の向上等に努め、生産体制を構築、進化してまいります。

④ サステナビリティの推進

当社は、サステナビリティ基本方針を定め、長期的な企業価値向上と持続的成長に向けた取組みを強化しており、「お客様に価値を提供する製品づくり」、「事業を通じた環境問題への取組み」、「働く環境と社会への取組み」、「ガバナンスの強化」の4つのテーマに基づき、それぞれの重点課題を特定し、当社の基本姿勢を示し、取り組んでおります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第63期 (2021年4月1日 2022年3月31日)	第64期 (2022年4月1日 2023年3月31日)	第65期 (2023年4月1日 2024年3月31日)	第66期 (2024年4月1日 2025年3月31日)
売 上 高 (千円)	9,795,834	14,390,751	12,580,281	10,980,379
経 常 利 益 (千円)	2,017,489	2,495,010	2,274,039	1,535,466
当 期 純 利 益 (千円)	1,492,997	4,270,574	5,256,344	1,137,953
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	243.15	694.01	853.67	184.71
総 資 産 額 (千円)	24,402,014	27,951,299	27,503,841	22,236,453
純 資 産 額 (千円)	18,406,895	20,874,812	22,780,187	20,059,154

(6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、産業用電子機器の開発・製造・販売および仕入販売が主な事業であり、主要製品は次のとおりであります。

区 分	概 要	製 品
(受 託 製 品) [半 導 体 製 造 装 置 関 連]	自社製品の技術資産を応用して、半導体製造装置に対応した特注制御装置の開発・製造を行っております。	
(受 託 製 品) [産 業 用 制 御 機 器]	自社製品の技術資産を応用して、産業用ロボット、NC工作機械、部品実装機、分析機器等広範囲の分野へ特注制御装置の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。	
(受 託 製 品) [計 測 機 器]	自社製品の技術資産を応用して、特注の各種計測器のコントローラ、通信機器の特注製品の開発・製造を行い特機製品として提供しております。	
(自 社 製 品) [組 込 み モ ジ ュ ー ル]	Compact PCIバスをベースにした高性能MPUモジュールを中核に、ロボット制御分野、部品実装機分野、半導体製造装置分野等の各種産業用装置およびネットワーク制御分野へ最適化されたシステム構築を支援する「Compact PCIモジュール」、「PMCメザニンモジュール」やCompact PCIバスより格段に高速なシリアル伝送路のPCI Expressバスを採用した製品を提供しております。 更に、アナログ信号を取り扱う、超高速サンプリング可能なアナログ入力モジュール群やアナログ出力モジュール群も提供しております。 そして、これらのハードウェアを支援するソフトウェアとして、各種のリアルタイムOSのサポートをしております。	<組込みモジュール> ACPシリーズ APMシリーズ APXシリーズ AVMEシリーズ <サポートOS> VxWorks Linux ITRON Windows (ドライバ作成)

区 分	概 要	製 品
(自 社 製 品) [画像処理モジュール]	パソコンをベースに画像処理装置を開発されるお客様向けに高速なPCI Expressバスを持つ各種画像処理モジュール群、カメラインターフェースモジュール群、そのハードウェアを支援するユーティリティ・ソフトウェア、3次元形状測定ソフトウェアを提供しております。 また、パソコン機能を内蔵した画像処理装置「ASIシリーズ」、近赤外線カメラ「ABA/ABLシリーズ」、ハイパースペクトルカメラ「AHSシリーズ」、マルチスペクトルカメラ「AMSシリーズ」など、お客様の課題を解決するソリューションを、各種産業用機器、医療機器、ITSおよび検査測定機器分野に提供しております。	<画像処理モジュール> APXシリーズ <画像処理装置> ASIシリーズ <近赤外線カメラ> ABA/ABL/AHS/AMSシリーズ <画像処理ライブラリ> AZPシリーズ <各種ドライバ&ライブラリ> SDKシリーズ
(自 社 製 品) [計 測 通 信 機 器]	計測通信機器関連の一つとしては、大容量データの転送時間設計を可能にし、装置間・モジュール間の高速データ転送システム構築を容易にした、高速シリアル通信モジュール群（GiGA series）を提供しております。 標準規格であるPCI ExpressのBridge IP をFPGAで提供しております。	<GiGA series> APCシリーズ APMシリーズ APXシリーズ AGMシリーズ <各種FPGA IP> PCI Express Bridge IP 高速シリアル IP 高速メモリ IP 各種画像処理 IP

区 分	概 要	製 品
(自 社 製 品) [自 社 製 品 関 連 商 品]	組込みモジュール、画像処理モジュール、計測通信機器の各事業の関連ソフトウェアおよび各事業でシステムの一部として販売される商品類で構成されております。	<関連システム販売> 各種産業用カメラ <開発パッケージ> <各種ライセンス> ITRON・Tornado Linux・VxWorks <関連ソフトウェア> 画像処理ソフト ドライバ・ライブラリ <各種周辺機器> アクセサリパーツ特注商品

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ 本 社 ・ 町 田 事 業 所	東 京 都 町 田 市
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ 厚 木 事 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ 海 老 名 オ フ ィ ス	神 奈 川 県 海 老 名 市
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ 山 梨 R & D セ ン タ ー	山 梨 県 韮 崎 市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比較増減
210名	6名増

(注) 従業員数に臨時社員は含みません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 23,500,000株

(2) 発行済株式の総数 7,117,842株

(3) 株主数 7,789名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	895,400	14.53
株 式 会 社 ニ コ ン	646,700	10.49
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 009-0160 64-326 CLT	143,000	2.32
嶋 村 清	140,000	2.27
佐 々 木 嘉 樹	138,000	2.23
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	121,200	1.96
ア バ ー ル グ ル ー プ 社 員 持 株 会	118,884	1.92
レ ー ザ ー テ ッ ク 株 式 会 社	109,500	1.77
イ ー ソ ル 株 式 会 社	107,000	1.73
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	103,800	1.68

(注) 1 持株比率は、自己株式（955,939株）を控除して計算しております。

2 2024年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、グッドハート パートナース エルエルピー（Goodhart Partners LLP）が、2024年6月12日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	持 株 数	持株比率
		株	%
グッドハート パートナース エルエルピー (Goodhart Partners LLP)	英国、WC2R 0LT ロンドン、 ストランド393、クイーンズラ ンド ハウス	1,166,300	18.92

- (5) 当事業年度中に業務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	3,100株	5名
取締役（監査等委員）	300株	1名
社外取締役（監査等委員）	300株	3名

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に子会社の取締役および当社並びに子会社の従業員に交付した新株予約権等の状況
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
菊 地 豊	代 表 取 締 役 社 長	
広 光 勲	代 表 取 締 役 (営 業 統 括 担 当、 I T 統 括 担 当)	東京エレクトロニクス長崎株式会社 取締役
岩 本 直 樹	常 務 取 締 役 (技 術 統 括 担 当、 第 二 開 発 部 部 長)	
熊 澤 陽 一	取 締 役 (管 理 本 部 部 長)	
村 田 英 孝	取 締 役 (第 一 開 発 部 部 長)	
大 塚 忠 彦	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	
金 子 健 紀	取 締 役 (監 査 等 委 員)	金子公認会計士事務所 所長
橋 爪 規 夫	取 締 役 (監 査 等 委 員)	
石 塚 陽 子	取 締 役 (監 査 等 委 員)	石塚・小平法律事務所 共同代表 株式会社博展 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役 金子健紀、橋爪規夫、石塚陽子の各氏は、社外取締役であります。
2. 効率的な監査等委員会運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役 金子健紀、橋爪規夫、石塚陽子の各氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員 金子健紀氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

当社役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は以下の決定方針を取締役会で決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準、社員とのバランス及び当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する現金報酬とし、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、役位、基本報酬、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案し、毎年、一定の時期に支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が社外取締役の意見を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬（役員賞与）：非金銭報酬（譲渡制限付株式）＝5：4：1とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう監視するものとする。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役が年額5,000万円以内と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月21日開催の第60期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額40百万円以内、監査等委員である取締役が年額10百万円以内と決議いただいております。

なお、第58期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員（社外取締役を除く。）は1名、監査等委員である社外取締役は2名、第60期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は3名、監査等委員（社外取締役を除く。）は1名、監査等委員である社外取締役は2名です。

③ 取締役の個人別報酬等決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長である菊地豊がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする事と決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう監視を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別報酬額が決定されることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議して決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役 員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	143,842	77,251	52,930	13,660	5
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役（監査等委員）	34,196	19,009	12,324	2,863	4
（うち社外取締役）	(16,897)	(9,360)	(6,162)	(1,375)	(3)
合 計	178,039	96,261	65,254	16,523	9

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する現金報酬とし、毎年、一定の時期に役員賞与として支給しております。

なお、当期純利益は1,137,953千円となります。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2.株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）金子 健紀氏は、金子公認会計士事務所所長を兼務しております。なお、当社と金子公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）石塚 陽子氏は、石塚・小平法律事務所共同代表を兼務しております。なお、当社と石塚・小平法律事務所との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況

取締役（監査等委員）石塚 陽子氏は、株式会社博展社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と株式会社博展との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）金子 健紀	第66期の出席状況 ・取締役会14回開催中14回出席（出席率：100%） ・監査等委員会14回開催中14回出席（出席率：100%） 公認会計士としての豊富な財務および会計に関する知見に基づき発言を行っております。
取締役（監査等委員）橋爪 規夫	第66期の出席状況 ・取締役会14回開催中14回出席（出席率：100%） ・監査等委員会14回開催中14回出席（出席率：100%） 他社における豊富な経験・知見からの発言を行っております。
取締役（監査等委員）石塚 陽子	第66期の出席状況 ・取締役会14回開催中14回出席（出席率：100%） ・監査等委員会14回開催中14回出席（出席率：100%） 弁護士としての豊富な法律に関する知見に基づき発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 34,500千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,500千円

- (注) 1. 会計監査人の監査報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人より提出された監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額で記載しております。
3. ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、前事業年度の追加報酬4,000千円を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適格性または独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、株主総会へ提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範を定めており、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の整備・充実に努める。
- ② 担当取締役は、担当部署の関連業務規程・マニュアル等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を整備する。
- ③ 重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するために取締役等で構成される経営会議を組織し審議する。
- ④ 内部統制の実施状況を検証するために、社長直属の内部監査室を組織し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に報告する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、行動規範において反社会的な個人・団体との関係の禁止を明文化しており、これらの周知徹底を図るとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文章その他情報については、当社の社内規程に従い適切に保管及び管理（廃棄含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ② 職務の執行に係る文章その他情報について、業務執行取締役ならびに監査等委員である取締役が直ちに検索・閲覧可能な体制の整備・充実に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境保全、災害、品質等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、規程・マニュアルの作成・検索・閲覧可能な体制を整備し損失防止の管理体制を強化する。
- ② 使用人の法令・定款等に違反する行為に関して内部通報制度の整備・充実に努める。
- ③ 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる担当取締役を定める。
- ④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告する。
- ⑤ 企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時における全社的な対応を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。
- ② 取締役会において、各業務の担当取締役を任命し、定期的（月次）に取締役会で各業務状況を報告する。
- ③ 取締役等で構成される経営会議を定期的（月次）に開催し、多面的に経営課題の検討・協議を行う。
- ④ 代表取締役社長の指示のもと、毎期首において取締役会の承認を得た、中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、本基本方針はグループ全体に適用する。
- ② 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適正を確保する。
- ③ 当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成するための体制を構築・運用する。
- ④ 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、業務プロセスにおける内部統制が適正に運用されていることを内部監査室が監査し、必要に応じて改善を行う。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と十分協議のうえ、必要な人員を配置するものとする。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ③ 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告をすることとする。
 - ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用状況及び通報の内容
 - ・ リスクの実現化により重大な被害が予想される場合のその状況
- (8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、当社グループの内部通報制度においても、相談または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査等委員会監査に必要な情報が検索・閲覧可能な体制及び報告される体制を構築する。さらに会計監査人ならびに内部監査室と連携して監査の実効性を確保する。
- ② 必要な場合には、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）との意思疎通を図れる体制を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行うため、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、監査等委員は取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人等に、その説明を求め執行状況を確認しております。

また、監査等委員、会計監査人および内部監査室等との定期的な情報交換等を通じ、取締役の業務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

代表取締役社長直属の内部監査室は、監査計画を定め監査計画に基づき、業務監査を行い、業務の有効性、効率性についてモニタリングを行い、内部監査結果を代表取締役社長へ報告を行っております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと考え、安定的な配当にも考慮しつつ、各期の業績に応じた利益の配分を基本方針としております。そして将来の企業価値向上に向けた事業投資に伴う中長期的な資金需要や財務状況の見通しなどを総合的に勘案し、配当性向35%を基本に株主の皆様への成果配分を行ってまいります。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,173,356	流 動 負 債	1,655,138
現 金 及 び 預 金	6,124,907	支 払 手 形	668,842
受 取 手 形	144,946	買 掛 金	491,960
売 掛 金	1,833,700	未 払 金	58,688
契 約 資 産	44,190	未 払 費 用	32,837
電 子 記 録 債 権	413,342	未 払 消 費 税 等	96,828
有 価 証 券	99,902	契 約 負 債	12,270
商 品 及 び 製 品	776,186	預 り 金	11,655
仕 掛 品	295,722	賞 与 引 当 金	216,801
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,534,080	役 員 賞 与 引 当 金	65,254
前 渡 金	2,100	固 定 負 債	522,161
前 払 費 用	26,576	繰 延 税 金 負 債	519,931
未 収 入 金	63,737	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,230
未 収 還 付 法 人 税 等	802,413	負 債 合 計	2,177,299
そ の 他	11,549	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	6,063,096	株 主 資 本	18,678,946
有 形 固 定 資 産	3,227,018	資 本 金	2,354,094
建 築 物	1,783,221	資 本 剰 余 金	2,444,942
構 築 物	24,541	資 本 準 備 金	2,444,942
機 械 及 び 装 置	152,524	利 益 剰 余 金	14,567,655
工 具、器 具 及 び 備 品	112,129	利 益 準 備 金	86,674
土 地	1,151,701	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,480,981
建 設 仮 勘 定	2,900	繰 越 利 益 剰 余 金	14,480,981
無 形 固 定 資 産	56,069	自 己 株 式	△687,747
ソ フ ト ウ ェ ア	52,582	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,380,208
電 話 加 入 権	3,487	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,380,208
投 資 そ の 他 の 資 産	2,780,008	純 資 産 合 計	20,059,154
投 資 有 価 証 券	2,677,284	負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,236,453
関 係 会 社 株 式	25,500		
前 払 年 金 費 用	20,073		
会 員 権	8,472		
差 入 保 証 金	23,584		
そ の 他	25,094		
資 産 合 計	22,236,453		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,980,379
売 上 原 価		7,651,136
売 上 総 利 益		3,329,242
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,908,575
営 業 利 益		1,420,666
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,328	
受 取 配 当 金	105,195	
受 取 賃 貸 料	368	
助 成 金 収 入	3,542	
為 替 差 益	115	
そ の 他	4,307	114,857
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	58	58
経 常 利 益		1,535,466
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	73,000	73,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,608,466
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	342,496	
法 人 税 等 調 整 額	128,016	470,513
当 期 純 利 益		1,137,953

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2024年 4 月 1 日 残 高	2,354,094	2,444,942	113,356	86,674	15,309,471	△906,079	19,402,460
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△1,878,435		△1,878,435
当 期 純 利 益					1,137,953		1,137,953
自 己 株 式 の 取 得						△163	△163
自 己 株 式 の 処 分			14,468			2,662	17,131
自 己 株 式 の 消 却			△127,825		△88,008	215,834	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	△113,356	－	△828,489	218,332	△723,514
2025年 3 月 31 日 残 高	2,354,094	2,444,942	－	86,674	14,480,981	△687,747	18,678,946

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	
2024年 4 月 1 日 残 高	3,377,727	22,780,187
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△1,878,435
当 期 純 利 益		1,137,953
自 己 株 式 の 取 得		△163
自 己 株 式 の 処 分		17,131
自 己 株 式 の 消 却		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△1,997,519	△1,997,519
事業年度中の変動額合計	△1,997,519	△2,721,033
2025年 3 月 31 日 残 高	1,380,208	20,059,154

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

① 商品及び製品……………先入先出法

② 原材料……………月次総平均法

③ 仕掛品……………個別法

④ 貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

機械及び装置 8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員(使用人兼務役員の使用人部分を含む)賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として算定計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務を上回っており、投資その他の資産に「前払年金費用」を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

2006年6月開催の株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議し、これまでの在任期間に応じた役員退職慰労金については、取締役の退任時において支給することといたしました。このため、当該決議時点までに発生している支給予定額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 自社製品

自社製品では主に、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

(2) 受託製品

受託製品のうち、顧客と合意した要求仕様に基づき製造した製品を納品する開発業務については、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

受託製品の開発業務以外については自社製品と同様の方法に基づいて収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 開発業務における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 334,760千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

開発業務における収益の認識は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載する方法によっており、見積総原価を用いたインプット法を適用しております。

開発業務における見積総原価は、契約ごとに個性が高く、顧客と合意した要求仕様に対応する材料費・工数等に基づき算定しているため、原材料費の変動や、顧客要望の追加又は変更により当初の見積以上の費用が発生する場合には、見積総原価と実績が乖離する可能性があります。

原材料費の変動や仕様の追加又は変更等により、見積総原価の見直しが必要となった場合には、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	776,186千円
仕掛品	295,722千円
原材料及び貯蔵品	5,534,080千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、原則として、取得原価をもって貸借対照表価額とし、事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

また、一定の保有期間を超える棚卸資産については、帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

これらは、将来の需要予測及び市況状況に基づいて決定しておりますが、当社の重要な事業分野である半導体製造装置市場は、予期せぬ市場環境の変化が生じる場合があり、そのような市場環境の変化により棚卸資産の今後の使用状況に変化が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産の帳簿価額の切り下げを行う可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	67,620千円
短期金銭債務	1,238千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,725,646千円

(損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、計算書類「注記事項（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社との取引高

売上高	145,752千円
仕入高	240千円
販売費及び一般管理費	9,443千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

7,117,842株

2. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,259,498	141	303,700	955,939

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

増加株式数のうち、36株は、単元未満株式の買取により増加したものであり、105株は譲渡制限付株式の無償取得によるものとなります。

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

減少株式数のうち、300,000株は、自己株式の消却により減少したものであり、3,700株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものとなります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月21日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,638,119	266	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月13日 取 締 役 会	普通株式	240,315	39	2024年9月30日	2024年12月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	191,018	31	2025年3月31日	2025年6月26日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)	
棚卸資産評価損	43,298
賞与引当金	66,345
役員退職慰労引当金	692
投資有価証券評価損	27,977
関係会社株式評価損	1,466
土地	48,764
その他	44,948
繰延税金資産小計	233,493
評価性引当額	△86,749
繰延税金資産合計	146,744
(繰延税金負債)	
未収還付事業税	30,708
前払年金費用	6,319
その他有価証券評価差額金	629,647
繰延税金負債合計	666,675
繰延税金負債純額	519,931

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が17,305千円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額は276千円、その他有価証券評価差額金は17,581千円、それぞれ減少しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融商品に対する取組方針は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために将来的に利用する場合がありますが、現時点ではデリバティブは全く行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。主要な取引先の信用状況を定期的に把握し財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の検証・維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	99,902	99,902	－
(2) 投資有価証券	2,577,636	2,577,636	－
(3) 差入保証金	23,584	23,584	－
資産計	2,701,123	2,701,123	－

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「未収還付法人税等」「支払手形」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払消費税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	125,148

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)
現金及び預金	6,124,907
受取手形	144,946
売掛金	1,833,700
電子記録債権	413,342
未収入金	63,737
その他有価証券のうち満期があるもの (財投機関債)	99,902
合計	8,680,537

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2025年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,577,636	—	—	2,577,636
国債・地方債等	99,902	—	—	99,902
資産計	2,677,538	—	—	2,677,538

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2025年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	23,584	—	23,584
資産計	—	23,584	—	23,584

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、主に、営業拠点の事務所として差し入れたものとなります。想定した賃貸借契約期間に基づき、相手先の信用リスクを加味した上で、時価評価しており、レベル2に分類しております。

(持分法損益等に関する注記)

(単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	25,500
持分法を適用した場合の投資の金額	77,220
持分法を適用した場合の投資利益の金額	5,775

(関連当事者との取引に関する注記)

主要株主等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議 決 権 等 の 所有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
法人主要株主	株式会社ニコン	東京都品川区	65,476	精密、光学機器の製造、販売	(所有) 直接 0.0 (被所有) 直接 10.5	当社製品の販売	電子機器の販売	989,485	売掛金	560,408

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 電子機器の販売については、総原価を勘案して見積価格を提示し、製品ごとに価格交渉の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービスのライン

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	受託製品	自社製品	
半導体製造装置関連	5,763,971	－	5,763,971
産業用制御機器	1,015,673	－	1,015,673
計測機器	381,634	－	381,634
組込みモジュール	－	617,726	617,726
画像処理モジュール	－	1,624,648	1,624,648
計測通信機器	－	1,463,803	1,463,803
自社製品関連商品	－	112,922	112,922
顧客との契約から生じる収益	7,161,279	3,819,100	10,980,379
外部顧客への売上高	7,161,279	3,819,100	10,980,379

収益認識の時期

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	受託製品	自社製品	
一時点で移転される財	6,924,032	3,721,587	10,645,619
一定の期間にわたり移転する財	237,246	97,513	334,760
顧客との契約から生じる収益	7,161,279	3,819,100	10,980,379
外部顧客への売上高	7,161,279	3,819,100	10,980,379

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、一年以内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度（2025年3月31日）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,137,973	1,833,700
契約資産	62,417	44,190
契約負債	1,951	12,270

当社は、進行中の開発業務に対する対価に対して契約資産を計上しております。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で営業債権に振替ます。また、顧客からの前受対価に対して契約負債を計上しております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,951千円であります。

(2) 残存する履行義務に配分された取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,255円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 184円71銭 |

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社アバールデータ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 川 喜 裕
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 元
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アバールデータの2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い、内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社アバールデータ監査等委員会

常勤監査等委員 大 塚 忠 彦 ㊞

監 査 等 委 員 金 子 健 紀 ㊞

監 査 等 委 員 橋 爪 規 夫 ㊞

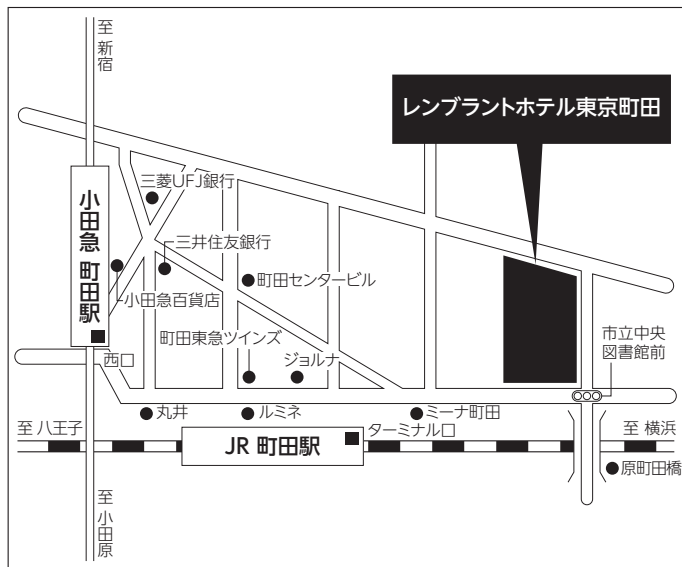
監 査 等 委 員 石 塚 陽 子 ㊞

(注) 監査等委員金子健紀及び橋爪規夫並びに石塚陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第66期定時株主総会会場ご案内図

- 会 場／東京都町田市原町田三丁目2番9号
レンブラントホテル東京町田 地下1階 珊瑚の間
T E L 042-724-3111 (代)



- 交 通／J R横浜線 町田駅（ターミナル口）より 徒歩2分
小田急線 町田駅（西口）より 徒歩10分
■レンブラントホテル東京町田は、町田市立中央図書館と隣接しております。